



# 島根県報

令和4年11月29日（火）

第 367 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

解除予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（        ”        ）	2
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	4
廃川敷地等の発生	（河   川   課）	5

---

**告 示**

---

**島根県告示第744号**

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年11月29日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所  
浜田市弥栄町小坂964-13
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

---

**島根県告示第745号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年11月29日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
安来市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
松江市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(7) 主伐は、択伐による。  
(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
安来市（次の図に示す部分に限る。）、松江市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
松江市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
安来市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 6(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
松江市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
落石の危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 7(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
松江市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 8(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
安来市（次の図に示す部分に限る。）、松江市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 9(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
安来市（次の図に示す部分に限る。）、松江市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第746号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

---

令和4年11月29日

島根県知事 丸山達也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
出雲市	令和2年度～令和3年度	5枚	1冊	大呂 <sup>⑱</sup>	令和4年11月16日
出雲市	令和2年度～令和3年度	3枚	1冊	大呂 <sup>⑲</sup>	令和4年11月16日
出雲市	令和2年度～令和3年度	9枚	1冊	西山中 <sup>④</sup>	令和4年11月16日
出雲市	令和2年度～令和3年度	1枚	1冊	西山中 <sup>⑤</sup>	令和4年11月16日
邑南町	平成30年度～令和3年度	23枚	1冊	矢上 <sup>12</sup>	令和4年11月16日
邑南町	令和2年度～令和4年度	10枚	1冊	井原 <sup>7</sup>	令和4年11月16日
松江市	令和元年度～令和3年度	8枚	1冊	邑生 <sup>⑥</sup>	令和4年11月16日
松江市	令和2年度～令和3年度	5枚	1冊	大井 <sup>⑥</sup>	令和4年11月16日
松江市	令和2年度～令和3年度	5枚	1冊	東忌部 <sup>⑰</sup> 西忌部 <sup>⑳</sup>	令和4年11月16日
松江市	令和2年度～令和3年度	5枚	1冊	大野 <sup>⑫</sup>	令和4年11月16日

## 島根県告示第747号

河川区域の見直しにより廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県雲南県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年11月29日

島根県知事 丸山達也

## 1 河川の名称

一級河川斐伊川水系赤川

## 2 廃川敷地等が生じた年月日

令和4年11月29日

## 3 廃川敷地等の位置

- (1) 雲南市加茂町神原1366番4
- (2) 雲南市加茂町神原1377番4
- (3) 雲南市加茂町神原1377番5
- (4) 雲南市加茂町神原1379番6
- (5) 雲南市加茂町神原1380番5
- (6) 雲南市加茂町神原1379番6地先

## 4 廃川敷地等の種類及び数量

- (1) 土地 116.92平方メートル
- (2) 土地 26.35平方メートル
- (3) 土地 238.25平方メートル
- (4) 土地 1.89平方メートル
- (5) 土地 134.53平方メートル
- (6) 土地 7.47平方メートル